

運 営 規 程

【グループホームフランセーズ悠よしだ】

(認知症対応型共同生活介護)

【 グループホームフランセーズ悠 】

(認知症対応型共同生活介護)

社会福祉法人 博悠会

(目的)

第1条 サービス計画に基づく適切で快適なサービスを、すべての御利用者様に提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 御利用者様の状態に応じ、自立した日常生活を送れるよう、食事、入浴、排せつの介助を始めとする日常生活上のお世話、機能回復訓練等を行うことにより御利用者様の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

また、関係する地方自治体、地域の保健医療サービス又は福祉サービスと密接な連携を図り、良質なサービスの提供に努めます。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う本体事業所の名称及び所在地は次の通りです。

(1) 名称

グループホームフランセーズ悠よしだ

(2) 所在地

長野県長野市吉田四丁目19番2号

2 事業を行うサテライト事業所の名称及び所在地は次の通りです。

(1) 名称

グループホームフランセーズ悠

(2) 所在地

長野県長野市大字柳原2080番11

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりです。

(1) 管理者(員数1名、常勤)は、職員の業務管理、人事管理、指揮監督など施設運営の全般を主導する他、御利用者様の状態やご希望に沿って施設サービス計画等の原案の作成、変更等を行う

(2) 計画作成担当者(各事業所に員数1名以上、ただし介護支援専門員は本体事業所に配置)

(3) 介護職員(各事業所に員数6名以上、うち常勤1名以上)は、御利用者様の施設サービス計画等に基づく介護サービス等を行います。

(利用定員及びユニット数等)

第5条 事業所の定員及びユニットの数、サービス区分は次の通りです。

項 目	本体事業所	サテライト事業所
定員	18名	18名
ユニット数	2ユニット	2ユニット
ユニット毎の定員	9名	9名
サービス区分	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護

(サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 別紙のとおりです。

(留意事項)

第7条 当施設の利用に当たっては、他の御利用者様への迷惑行為、職員等関係者に対する違法行為や不当要求、器物の損壊、営利行為等を禁止する他、特に次の点にご留意ください。

- (1) 医療機関への付き添いは原則として御家族でお願いします。
- (2) 施設内の設備は大切に使用してください。損壊の原因によっては賠償していただく場合がございます。
- (3) 施設敷地内は禁煙です。飲酒は管理者の許可が必要となります。
- (4) 飲食物の持ち込みは原則としてご遠慮いただきます。
- (5) 危険物の持ち込みは禁止します。
- (6) 持ち込まれた現金・貴重品の盗難、紛失等について施設では責任を負いかねます。
- (7) 施設敷地内での他者に対する宗教・政治活動はご遠慮ください。
- (8) 施設敷地内に動物の持ち込みは禁止します。
- (9) 感染症の拡大防止のため、面会制限措置を行なう場合があります。
- (10) その他管理者（支配人）の注意等に従ってください。

(非常災害対策・業務継続計画)

第8条 非常災害対策として、火災、水害、感染症等に的確に対処できる具体的計画及びサービス提供を継続的に実施するための計画を策定し、計画に従った必要な措置を講じるとともに、職員に周知し、必要な研修、訓練を行います。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための指針を整備し適切に運用します。
- (2) 虐待防止検討委員会を設け定期開催し、その結果を職員に周知します。
- (3) 虐待防止のため研修プログラムに基づいた研修を年2回以上開催します。
- (4) 施設に虐待防止担当責任者を置き、前各号の措置を適切に行います。
- (5) 虐待等の疑いのある場合、法人本部による調査を行い、事実を明らかにするとともに再発防止対策に万全を期します。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 その他運営に関する重要事項は次のとおりです。

- (1) 身体拘束は原則として行いません。
- (2) 褥瘡予防のための指針を整備し、これに基づく措置を徹底します。
- (3) 介護事故防止のための指針を整備するとともに安全対策担当者を設置し介護事故の発生又は再発を防止します。
- (4) 感染症等予防及びまんえん防止のための指針を整備し、これに沿った措置及び訓練を徹底します。
- (5) 職員が正当な理由がなく業務上知り得た御利用者様の秘密を漏らすことのないよう、違約金を含めた誓約書を提出させるなど、必要な措置を講じます。
- (6) 苦情（要望・意見）受付担当者、同解決責任者を置き、苦情等に対して迅速、適切な受理、解決を行うとともに、保険者が行う調査に協力し、その指導・助言に従って必要な改善を図ります。

附則

この規程は、2025年7月1日から施行する。

別紙 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

1 基本方針

- (1) 御利用者様のご意思、人格を尊重し、常にその方の立場に立ったサービス提供を心がけます。
- (2) 明るく家庭的な雰囲気を大切にし、ご家庭はもちろん、地域や市町村等との連携を重視した運営を行います。
- (3) 御利用者様の人権を擁護し虐待やハラスメント防止体制の整備と職員研修を行います。
- (4) サービス提供に当たっては、介護保険等関連情報などを有効活用いたします。

2 サービスの内容

(1) 食事

管理栄養士が立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。

(2) 排泄

御利用者様の身体状況に応じた排泄をお手伝いするとともに、排泄の自立についても援助を行います。

(3) 入浴

入浴は週3回以上、定期的に行い、身体状況に応じてシャワー浴又は清拭を行います。

(4) 離床・着替え・整理

寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮するとともに、生活のリズムを考えた昼夜の着替え、入浴時の定期的な着替え、その他清潔保持のため必要に応じて着替えを行います。また、シーツ交換は週1回行い、個人としての尊厳に配慮し、室内外の適切な整理が行われるよう援助し、特に寝具やベッド周りの衛生管理に努めます。

(5) 機能訓練

御利用者様の身体状況に適合した機能訓練を行ない、身体機能の低下を防止するよう努めます。また、各種のリハビリ機器をご用意しております。

(6) 衛生管理

感染症や食中毒の発生及び蔓延を防止するための措置を徹底するとともに職員教育や訓練を行います。

(7) 相談対応

当施設は、御利用者様その御家族様からの相談について、真摯に応じますので、スタッフにお気軽にお声かけください。

(8) 社会生活上の便宜

当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション等の行事を企画するほか、散歩、買い物等への付き添いも行います。

(10) 理容・美容

介護保険給付外サービスとして、出張による理美容サービスをご利用いただけます。

3 利用料その他の費用の額

(1) 認知症対応型共同生活介護

利用者負担金分（1割負担時）

	介護保険の適用時の1日当たりの利用料金	
	基本サービス費	利用者負担金
要介護度1	7,635円	764円
要介護度2	7,990円	799円
要介護度3	8,233円	824円
要介護度4	8,395円	840円
要介護度5	8,568円	857円

(2) 実費費用等

実費費用等に係る1か月あたりの料金は以下の通りです。

項 目	本体事業所	サテライト事業所
家賃（居住費）	40,000円	35,000円
食材料費（食事代・おやつ代）	46,713円	46,713円
水光熱費（電気代・水道代・ガス代）	15,000円	15,000円
日用品費（個人的購入分）	（実費）	（実費）
教養娯楽費（通常外のレク材料費等）	（実費）	（実費）

* 入居の場合10日以内の入院・外泊等の場合の実費費用等は返還しません。11日以上は日割り計算でご返還します。

(3) 入居一時金（入居時一括支払い）

100,000円

入居一時金は、退居時等に原状回復費用と相殺精算いたします。

(4) 法定外費用

区 分	利用者負担金(実費)
理容・美容サービス おむつ代 通院・入院等医療費等	・ 髪カット(実費)・髭剃り（実費） ・ （実費） ・ （実費）
冬季暖房費 夏季冷房費	・ 11月～3月 1カ月あたり3,000円 ・ 6月～9月 1カ月あたり2,000円
施設維持費	・ 年2回業者による定期的清掃(実費)
日常生活に要する費用で本人にご負担頂くことが適当である費用	・ 要した費用の実費
文書料	・ 各種証明書等 1,000円～3,000円

(5) 御利用者の選択により提供するもの

区 分	利用者負担金(実費)
特別な食事	・ 要した費用の実費 (出前・外食等)
日常生活に要する費用で本人にご負担頂くことが適当である費用(日用品費・教養娯楽費・その他)	・ 新聞等(個人的利用分) ・ 日常生活品の購入代金(個人的購入分) ・ クラブ活動費用(通常の費用で賄えないもの)

(6) グループホームフランセーズ悠よしだ、グループホームフランセーズ悠を利用するに当たり、日用品費、教養娯楽費について、下記の特別な生活用品及び教養娯楽のための物品等を使用した場合には、別途料金の支払いをお願いします。

(ア) 日用品費のサービス内訳

一般的に施設利用者の日常生活に最低限必要な物品以外の特別な用品の費用。

科 目	品 目
日用品費	【日常生活】施設が通常用意するもの以外で、利用者の個人的要望、嗜好により利用する特別な下記の生活用品等 ・ 特別なシャンプー・リンス・ティッシュ・洗濯用洗剤・食器用洗剤等 【入浴】入居者の要望、嗜好による特別な下記の入浴用品等 ・ 特別な薬用入浴剤・老人性乾燥肌防止ローション・老人用弱酸性薬用石鹸等 【食事】に関するもので入居者の要望による特別な衛生用品等 ・ 特別なウェットティッシュ(殺菌用)・手洗い石鹸類(殺菌用)等
合 計	1 月毎の個別精算 (実費)全額自己負担

(イ) 教養娯楽費のサービス内訳

一般的に施設利用者にサービスの一環として実施する教養娯楽に係る必要な費用以外で利用者の要望、嗜好による特別な教養娯楽費用等。

教養娯楽費	【毎日の娯楽費】に関するもので入居者の個人的要望、嗜好によるもの ・ 特別な習字材料・塗り絵材料・刺繍材料・生け花材料・工作材料等 【特別行事費・外出小旅行食事費用】等に関するもの ・ 月一回誕生会特別食・月一回お楽しみ特別食・特別外出食事費用等
合 計	1 月毎の個別精算 (実費)全額自己負担